

長良川河口堰検証第2回プロジェクトチーム会議

日 時 : 平成23年6月23日(木) 午後5時25分～午後6時10分

場 所 : KKRホテル名古屋3階蘭の間

(事務局)

お待たせしました。それでは、ただいまから、長良川河口堰検証第2回プロジェクトチーム会議を開催いたします。進行は小島座長をお願いいたします。

(小島座長)

はい、第2回プロジェクトチームでございます。お手元に資料をお配りしておりますけれども、この会場が6時までということでございますので、早速議論に入っていきたいと思っております。議論をしたいというのは、資料5でございます。それまでは資料だけでございますので、資料5「長良川河口堰検証プロジェクトチームの進め方について」でございます。前回もあまり時間がなかったので、今日はこれを議論をさせていただきたいというふうに思います。

まず簡単に説明をさせていただきますが、長良川河口堰検証プロジェクトチームの仕事でございます。この仕事は、資料1の設置要綱を見ていただきたいと思っておりますけれども、資料1の事務所掌ですね、具体的な手順に入っていきますけれども、プロジェクトチームは二つの仕事を行います。一つは、今日2回目を行いました、関係者に対するヒアリングの実施でございます。二つめは、専門的見地からの知見の集約・整理であります。この要綱では専門的見地からの知見の集約・整理ということに関しまして、専門委員会を設けて行うという要綱の作り方になっております。第5条の3項を見ますと、専門委員会は長良川河口堰の運用に係る治水、利水及び環境面での影響を考慮した適切な運用のあり方について、専門的見地から広く知見を集約し整理して、プロジェクトチームに報告をする、で、この報告を受けて所掌事務の第4条の(2)のプロジェクトチームの仕事であります専門的見地からの知見の集約・整理を行うという構造になっております。このプロジェクトチームの仕事であります、これを目的に戻りまして第1条ですが、県民にとって最適な長良川河口堰の運用のあり方、これを示すことがプロジェクトチームの仕事、目的ということになっております。知事の委嘱でございますけれども、もとが、知事と市長の共同マニフェストでございます、前回の私の案、委員の方々にもお配りしております案に少しここを詳しく書いておりますが、県民にとって最適な長良川河口堰の運用のあり方、これにつきまして、大村愛知県知事と河村名古屋市長の共同マニフェストの中、「長良川河口堰の開門調査」に関して、長良川河口堰の建設及び運用が自然環境及び地域社会に及ぼした影響を検証し、岐阜県、愛知県及び三重県の長良川流域全体を視野に入れて、愛知県民及び名古屋市民の立場からの今後の長良川河口堰の最適な運用方法を提言すること、とい

うのが依頼者である、委嘱をしていただいた知事の考えと言いますか、目的であります。

この設置要綱の専門委員会についてご議論がありますので、そのことについて議論を深めたいというふうに思います。資料5に戻りますけれども、資料5のところでの積み残しの検討課題、2ページですが、専門委員の推薦ということでもあります。前回の議論は、各々の方々が執筆をいただくということ、これはありで、概ね専門的事項について検討するメンバーは10人程度、ということで専門委員会報告を委員自身が執筆をするという形、いわゆる事務局が書くのではなくて、メンバーが書くということについて合意が得られたと思いますが、その上で、それを愛知県を設置要綱にあるとおり専門委員会にするのか、あるいは、愛知県に設置要綱の改正を求めて、委員会を設置せずにPTメンバーを拡大するのか、について議論を行い、前回は要綱どおり専門委員会を設置するという事になったと思います。

積み残しの検討課題、PTと専門委員会の関係はどうなるのか、あるいは、PTメンバーの全員が専門委員会に入るのか、一部のメンバーだけが入るか、という議論があります。この積み残しの検討課題の議論の方向によって、また議論が戻るということも最初ですので、ここはきっちりご意見を聞きたいというふうに思います。

それから当初からであります、今後の検討事項としての検討項目、長良川河口堰につきましては長い経緯があります。今日のヒアリングの中でお聞きをした秋田清音さんのご意見というのは極めて身にしみるご意見でありまして、最近よく聞く国策という言葉が何回か語られました。その国策に対して最後まで反対をされてきた漁協の立場、これがまた、今検証をするということで、それを進めてきた愛知県名古屋市の意見は一体どういうことなのか、というご意見だったと思います。いろんなケースでそういうことはあると思いますけれども極めて重いご意見であるというふうに承りました。そういう長い経緯の中で長良川河口堰の持っている問題点、検討項目というのは、概ね共通の認識があるのではないかと、あるいは、そういう長い経緯の中で、何回も何回も検討されてきたことではないかというふうに思いまして、ここでは、「利水」、「環境影響」、「塩害」、「治水」、それから今回の大きな課題であります、「長良川河口堰のゲートを上げた時に一体どういう影響があるのか」ということを検討する、「その他」にも議論はあると思いますけど、概ねこのような検討項目をあげております。これらの検討項目を踏まえて、専門的な見地からご議論をいただき、さらに必要な検討項目があれば、それを加え、あるいは委員を補充したり、リソースパーソンをお呼びして議論を深めたり、そういう形で進めていきたいというふうにご提案申し上げております。最初の段階ですので、皆さま方の忌憚ないご意見を伺いたいと思います。この間、色々な意見がございますので、ここで議論をオープンにしたいと思っております。委員の方々の意見を求めたいと思っております。よろしく申し上げます。

(松尾委員)

設置要綱にありますように、専門委員会を設置するという事ですので、それは特に異

議はございませんが、はっきりさせておかなければいけないのが、先ほど座長がおっしゃられましたように、専門委員会は何を検討するのか、ということ。そのためどのような専門家で構成するのかということをやはりきちっと議論をして、それで出発をする必要があるのだろうというふうに思います。それと、専門委員会と我々の立場なんですが、私の意見としては、例えば座長が専門委員会の座長を兼ねられる、これは構わないと思いますが、私どもが全員、専門委員会に入るといふことはいかがなものかと。例えば専門委員会にオブザーバーという形で出席することはやぶさかではないのですが、やはり、専門委員会は専門委員会として、プロジェクトチームとは別個のメンバーで構成をして、そして、そこでいろいろ専門家からのお話を聞かしていただいて、それを受けて我々が最終的に報告書をまとめるという形がいいのではないかと思います。

(小島座長)

ありがとうございます。ひととおり、ご意見をお聞きしたいと思いますけれども、蔵治先生いかがですか。

(蔵治委員)

この件についてですけれども、資料1にあるような構造をしているという座長からのご説明がありましたけれども、それを前提として考えるべきだろうと。私も今、松尾委員がおっしゃいましたような、プロジェクトチームのメンバーと専門委員会のメンバーを分けるということもアイデアとしては一つあるかもしれないと思います。仮にそうだとしても私は可能な限り全ての専門委員会にオブザーバーとして出席しなければならないと、それが自分の任務だろうと思っております。実態としては出席させていただきますが、形式的にそれを分けておいた方が議論の整理がしやすいということがあれば、そういう形でも構わないのかなと思います。実質的には同じことだろうと。それ以外の点については座長のご提案に異議はありません。

(小島座長)

ありがとうございます。その場合の、オブザーバーという場合の問題点はですね、専門委員会報告というものを執筆をするということになります。もうひとつが、9月末を目途としている、ということから考えてですね、仮にこの6つの点がとりあえずの論点である、とりあえずですよ、またご議論がいただければもっと増えるかもしれませんし。その6つの論点を専門委員だけで書き込んでいけるかどうかと、あるいは、PTのメンバーも専門家でありますので、オブザーバーだと、PTの専門メンバーはこれを執筆しないということになるのか、あるいは、オブザーバーで、オブザーバーというところとちょっとなかなか難しいですけど、PTのメンバーも執筆を担当することになるのか、その点でスケジュール、工程表を考えたときに、もともと10名程度というのは、これだけのテーマを書いていく

時にですね、やっぱり人数がないと、一年も二年もかければいいのかもかもしれませんが、例えば9月というのを目途にすると、単元一つずつやっていっても、6項目あるわけですね、と3人5人であるいはやっていくと、この一通りが終わった後、もういちどみんなで議論しなければならぬ。

今、6月ですね、7月8月9月3ヶ月、最初に合宿もしなければならぬのではないのかなと申しましたのは、スケジュール的にかなりきつい、二週間に1回やってもなかなかいけない。たぶん、三日連続で合宿をやらなきゃこなせないとかですね、そういうスケジュール感覚にもはやなっているんですね。そうすると分担をしなければいけないんじゃないか、というところの問題点がありですね、オブザーバーということはPTの委員は執筆をするのかしないのか。あるいは専門委員だけが執筆するのか、そうすると、専門委員をもっと増やさないときっと、書けないんじゃないか。つまり9月ということを目途にすればですね。という問題点が運営上では出てくるんですけど、その点はどうでしょうか。村上先生のご意見も聞きたいと思いますが。

(村上委員)

まずは、あの、PTのメンバーが専門委員を兼ねるかという問題ですけど、私は今、座長がおっしゃった問題の他に、はたしてこういったことをやっている専門家を集めることができるかという問題があります。例えば水の問題を扱っている研究者、例えば、報告書などを見ますと私ですとか松尾委員とか以外にまとまった仕事をやっている方は非常に少ないと思います。ですから少し変則的ではありますがけれども、専門委員とPTの委員を兼ねざるを得ないのではないかというのは私の判断です。

(小島座長)

辻本委員、いかがでしょうか。

(辻本委員)

はい、前回も私はだいぶ言ったんですけど、PTと専門委員の性格付けはやはり全然違う役割を持っている。今日は松尾委員、蔵治委員、だいたい比較的役割分担はしっかり持たさないといけない、性格付けをかえていくべきだ、という方向は前から言っていたんですけども。

執筆の問題もここに書いてあるように、専門委員会では専門報告書を作る。だからそれは専門委員がやって、仮に我々がオブザーバーをやっても専門委員がそれを執筆する。その後、PTは、総括報告書、最終報告書を作成する、というところはPTの役割。だから、むしろ、専門報告書を作るときには、オブザーバー的なスタンスでいた方がいいんじゃないかと思うんですね。ただ、村上委員がおっしゃったように、じゃあ、どんだけの専門委員をどうやって集めるのかというのは、非常に難しい問題で、事務的にそれぞれのPT委

員が専門委員を書きなさい、推薦してください、2名くらい推薦してくださいというだけで、いったいどんな論点からしてどういう人を張り付けて、10名程度の専門委員会を作って、そして、それらに任せられるか、そして村上委員がおっしゃるように部分的には先生に入ってもらわないといかんとところもあるだろうし、場合によっては、もう少しいろんな資料収集、議論を聞かないと、我々ではわからないところがいっぱいある。例えば利水とか治水に関しては、これはまさに行政の仕事だった訳だから、そういうことについてきちっと、ある程度整理しておかないと、その後の専門的意見というのは、何かもよくわからない。そのへんのベースもある中で、我々が一体どれくらいの専門報告書を期待して、その専門書からどのレベルの最終報告書を作るのかというところはもう少ししっかり議論を詰めておかないといけないという気がします。

何よりも言いたいことは、PTは、我々は仕事を請け負ったと、専門委員は請け負ったのではなくてそれぞれの問題に対してきちっとレビューできることが大事なので、我々はそれをいっしょくたにやってしまうというのは、なかなか厳しいものがあって、私は性格付けをしたい、性格の違いを分けたいなという方向に傾いています。ただ、村上委員がおっしゃるとおり、なかなか人がいないのではないかというのは、ちょっと厳しいところかなと現実の問題として思います。

その次に議論をしておかないといけないのは、課題が6つあるとおっしゃったけども、この6つ以外に、先ほどまさにおっしゃったように、かつて国策という中で色々な人たちが苦勞されて、いろんなその後の行動を取られている。その行動の中には、赤須賀漁協みたいに非常に前向きに、人工干潟を作って稚貝を育てて、せっかく今やっている最中に、その時は国策だったものが、今さら何を言っているのかというような、非常に地域間の不満がある。それは県同士の不満もあるし、同じ県の中でも名古屋と非常にローカルな小さなところとの中でうまく痛みと旨みが分配されてきたんだということに関しても検証しておかないと今回の問題は解決しないというような気がしますので、6番にはそういう問題点があると思います。

(小島座長)

ありがとうございます。今までの議論を選択肢としてですね、自分なりに整理してみます。選択肢の「一」というのは、前、私が提案をしましたPTメンバー全員と推薦された専門委員で専門委員会を作る、というのはまず一つの提案ですね。で、専門委員会報告はその場合、事実上PTの報告の一部になるということになります。

選択肢の「二」ですけれども、これは県の事務局とも相談しましたが、PTメンバーが入らない専門委員会を作る。で、これだと書けないので、書けないという変ですが、間に合わない。そうして、PTと専門委員会の合同会議を開催をする。この場合、報告書は専門委員会とPTの合同報告書になる。これも同じくこれがPTの報告書の一部になる、ということになります。三つ目なんですけど、辻本先生がおっしゃっていたものの少し変形

なんですけども、これは設置要綱を変えなきゃいけないということになりますが、PTというのは二つある。一つはヒアリング、もう一つは専門的見地からの知見の集約・整理、ということですから、このPTの二つ目の専門的見地からの知見の集約・整理について、PTメンバーに加えて専門委員を補充するというやり方です。この場合は専門委員会を設置するのではなくて、プロジェクトチームに専門委員を置くことができる、というふうによ綱を改正する必要があるかあるいは改正しなくていいかについては、また県にお願いしなくてはいけませんが、いわゆるPTメンバーの拡大ではなくて、PTメンバープラス専門委員の追加、つまり、PTの役割があって、PTの役割の二つ目の仕事を直にやる、というのが選択肢の「三」ですね。

(辻本委員)

私の意見に近いのがなんでその第「三」案なのか非常によくわからない。私自身は、要綱(案)に非常に近い形で、ここに書いてあるようにPTの役割と専門委員の役割、専門委員は専門委員会報告を作る。ヒアリングの取りまとめと専門委員会報告を受けて最終報告書を作成するのがPT。それはそのとおりですね。だから、それをしっかりPTの役割と専門委員会、ここにまさに専門委員会とPTの役割は違うんだと書いてあると思うのですが。それに沿って私は申し上げて、何も改正する必要はぜんぜんない。

(小島座長)

はい、あの、理解いたしました。議論の途中でですね、10人というのを、PTメンバーを拡大するか、専門委員会にするかという議論が途中であったと思いますけれども、そのPTメンバーを拡大するという形で整理をすると、その要綱に近く、これを变形すると選択肢の「三」になるのではないか、というのが提案ですが、これは別に固執をしません。そういうことがあるのではないかとということだけです。じゃ、これはなしですね。

(辻本委員)

よくわからない。私の言っているPTと専門委員会はそれぞれ存在する、これは要綱どおり。で、役割はそれぞれ別。PTがさらに専門委員会に入るかどうかについては、私はできるだけ入らない方がいいんだけど、入らないということは、参加しないということではなくて、松尾さんや蔵治さんが言われたように、やはりその場にはいなくちゃいけない。でも、専門委員会の報告書を受けてPTは、それを公平的にしかも、1～6まであるいはどんな分野のものもひっくるめた上で、独自の判断で専門委員会の意見はこうなんだけども、プロジェクトチームとしてやるべき方向に最終報告書をまとめるという役割を持っているんだから、専門委員会報告書を作っているところで、作っている段階でとやかくいうべきではない。明確に分けて入らない。でも百歩譲って、村上さんが言われるようにやっぱりメンバーが足りないところには入らなしょうがない、それは、その時のPTの村上先

生の役割は、PTのメンバーだけどその時はPTのことは忘れて、専門家として専門分野について書いてください。ただ、それがPTにあがってきた時には、村上さんも専門委員会のことは忘れて、PTとして、専門家としてはこうなただけどPTのみんなの議論の中では、最終報告書の中ではこのくらいの表記にしましょうといった議論を両方やってもらうのは、私は別にいいと思います。そのへんはどうなのでしょう。

(小島座長)

そういう形ですね、よろしければというのはあれなんですけど、あの実質的にその議論を進めないですね、問題点も詰まっていけないので。専門委員は専門委員会を作り、その専門委員会にオブザーバーとしてPTメンバーも全員出席するが、実際に書いていく時に、辻本先生の話は、そのPTメンバーも執筆を担当することがある。で、専門委員会の報告ができた後、PTメンバーでもう一度それはレビューする、最終報告書を議論する、こういうことでよろしいですか。うまく整理できていると思うんですけど。村上先生よろしいでしょうか。

(村上委員)

二つの人格を使いわけないといけない難しい注文のようですが、そしたらやはり、専門委員会では学術的な評価をきちっとやるということを中心にやる。そして、それをまとめあげたPTでは、やはり今日のヒアリングなんかの意見なんかも入れて、提言を作っていくことに力を尽くす。でPTの委員が、必要であれば専門委員を兼ねても構わない、というようにご意見である、ということであれば、私は異存ありません。

(小島座長)

松尾先生いかがですか。

(松尾委員)

今の話で、整理がついたと思いますので、異存ありません。

(小島座長)

蔵治先生いかがでしょうか。

(蔵治委員)

はい、私も異存はないですけども、そうしますとやはり、オブザーバーというと、オブザーブだけしている感じなので、アドバイザーというところちょっと偉そうですが、何か適当な呼び名があった方がやりやすいのかなという気がするだけです。それ以外は問題ないと思います。

(小島座長)

じゃ、ちょっと藤田さんに助けを求めましょうか。事務局的には、そういう場合にどう
いうポジショニングがあるかなということなんですけど。

(事務局)

ちょっと、私は理解できなかったんですけど、PTのメンバーの方が、専門委員の立場
で専門委員会に入ることもある、それは専門分野の方の人数に限られるので、やむを得ない
面がありますよね、と。実質的にはですね、おそらく小島座長の理解は、全部専門委員の
立場としても書かざるを得ないのではないかと、私は思うんですよね。おそらく。そうす
ると、専門委員はですね、4名の方+新しく専門委員の方が入って専門委員が構成される
のではないかな、と。座長さんだけは、専門委員と違う立場で入って全体的に見るとい
うことに実質的にはなるのではないかと感想を持ちました。ゴールとしてはですね。そうす
ると、座長さんを専門委員会の座長さんにするのか、あるいはPTの座長として専門委員
の座長も兼ねるようにするのか、結局そういう形になるのかあと。というふうに思いま
した。

(小島座長)

松尾先生、どうでしょうか。

(松尾委員)

私は、専門委員ではなくて、あくまでもこのプロジェクトチームの立場として関わりたい
ので、専門委員には入りません。

(小島座長)

しかしながら、執筆を分担されるということは、ありますか。

(松尾委員)

ですから、プロジェクトチームとしての報告書の執筆はいたします。専門委員ではあり
ませんので、専門委員として私が執筆することはありません。

(小島座長)

ちょっとまた議論が戻るんですが。

(辻本委員)

私もそれに近い立場です。

(小島座長)

それというのは松尾先生の立場ですね。専門委員を兼ねて執筆まで分担するというのは村上先生と蔵治先生はどうかわかりませんので、それで、松尾先生と辻本先生は執筆を担当しない。専門委員会の。ということですか。

(松尾委員)

ですから、専門委員ではないので、専門委員じゃない者が専門委員会の報告を執筆するのはおかしいですね。

(小島座長)

ちょっと話を整理していかないと。また戻るの。PTはPTとして5人いるわけですね。専門委員は専門委員として推薦いただきますが、まあ、お一人ずつで5名ということに仮にします。で、その時にその方だけではなかなか難しいかもしれない、応援も先ほど村上先生がおっしゃったように、特定の分野は松尾先生か村上先生しかいないじゃないか、と。

(松尾委員)

そんなことはありません。

(小島座長)

まあ、という場合には、村上先生は、専門委員を兼ねていただいて、村上先生は専門委員会のドラフトもしていただける。まあ例えば蔵治先生が入っていただけるとすると、ドラフトを書いていた専門委員の方が、5名+2名、ということになる。松尾先生と辻本先生は、専門委員会のドラフトはしない。こういう整理でよろしいでしょうか。

(辻本委員)

その前に、専門委員会の専門というのは何なのかということを、今簡単に、松尾さんに河口堰専門委員の分野があるとかね、ということを中心に議論したけれども、あるいは、村上先生じゃないと書けない部分があるというような話が出ただけけれども、専門委員会の報告書に書くべき専門分野を、ここに6つ並んでいるんだけど、どんなふうアレンジするかときっちりともんでおいた方がいいかなという気がします。それで、初めて、PTのメンバーが専門委員を場合によっては推薦しなければならないという事態がひょっとしたら生じるかもしれないし、明らかにその分野はこの人だということになるかもしれない。松尾さんに最後お願いすることになるかもしれないし。今ここに並んでいる6つでね、誰が適任かというのは難しい問題だなと思います。

(松尾委員)

それに関しては、誰が適任かということになると、それこそ時間がなくなってしまうので、このメンバーで然るべき人を推薦するしかないんじゃないかと思います。私、個人的には利水は利水の専門家、推薦できますし、それから、治水とか環境であれば、私でなくても、堰とかダムのフォローアップをやってきた専門の先生方いらっしゃいますから、そういう方々を推薦できます。そういった形で、メンバーについては、委員が推薦するしかないんじゃないかなど。塩害の実態は私もわかりませんし、そこで、私の提案は、必ずしも研究者である必要はなくて、実務に携わってきた方でもいいんじゃないかなどと思います。行政の関係者でまさに専門的な知見を述べられる人であれば、別に研究者である必要はないのではないかと思います。

(小島座長)

村上先生いかがでしょうか、ちょっと、時間がせまっておりますが。

(村上委員)

もちろん、松尾さんがご指摘されたように、研究者、なにも大学の先生に限る必要はないと私は思います。十分にここで説明できる能力を持っていて、自分の責任で受け答えができる、それだけであれば、私は別に職種を限る必要はないと思います。

(小島座長)

蔵治先生、いかがでしょうか。

(蔵治委員)

その点に関しては、全く同感です。

(辻本委員)

ちょっと気になるのは、ここに資料が置かれているようにいろんな問題に関する認識の違いというのがあるんですね。ここに事実誤認というのがあるんですけども、やっぱり、認識の様々な考え方というのを我々がうまく問うことができるのかということに大きな課題が一つあるということと、これについては次回までにメール審議とかお願いしたい。

もう一つは、河口堰開門調査の話なんですけど、これに専門家といわれても非常に難しいんですけども、設置者がいったい何をもって開門調査、諫早みたいな開門調査を考えているのか、諫早みたいに本明川みたいにほとんど流量がないところで、6mの干満の差があるようなところの開門の話と、そして、水資源をパーフェクトに諦めて今日の問題になっていた深層地下水から汲み上げるような対策をとりながら開門調査するというような話

があるようなものをイメージしているのか、長良川みたいに普段の流量が非常に大きくて、その時にそれを上回る、いわゆる諫早みたいに開けただけで塩が入ってしまうような話と、開け方によっては、色々なものを確保しながら開けるやり方もあるような、そのへんの問題がまだ絞れていないので、ここは次回までに内部的な議論が必要かなと、専門委員を選ぶまでに、その2点は議論を詰めていただきたいと思います。

(小島座長)

もう一つの提案なんですけど、議論をしていく中でですね、またいろんなテーマが出てくると思うんですね。専門委員のメンバーが、最初に選んだ者で固定するのではなくて、議論を深めていただいて、さらに必要な追加すべき委員がおられれば、その時点で追加するなり、あるいは、自分は書けないけど、この人の話を聞きたい、ものすごく忙しい方がいてですね、メンバーにはなれないけれど、この専門家の話は是非聞きたいという方は、リソースパーソンとして、おいでいただいて、その話を聞くとかですね、柔軟な対応をしていったらどうかと思うんですね。だから、なかなか委員にですね、委員というのは拘束時間が長いので、できないけれども一回なら説明をしてもいいという方もいらっしゃるし、そういう方のお話も聞かなければいけないと思うんですね。で、それも含めてですね、さらに執筆をしていただく方、今の辻本先生がおっしゃったようなところで、クリアになっていった時に、まあ早い段階だと思いますけど、さらにこんな人がいるというのは追加をする、そういうふうにして検証をしながらも柔軟に対応するというやり方で、今辻本先生のおっしゃったようなことをこなしていくというのはいかがでしょうか。

(辻本委員)

専門委員会の設置とともに、ヒアリングに対するまとめというの、PTの大きな役割なんだけれども、これまでもうすでに7人、ここをどういうふうに我々が受け取ったかということ少し議論して、それを我々はこう受け取ったというふうなことをやはり我々の中で議論してオープンにしておかなければならない。ヒアリングから何を我々はメッセージとして受け取って、様々なお互いの議論と反論はあるかもしれないけれども、そういうことやなしに、PTとして、一つ一つの事実確認があって、どんなふうにそのメッセージを受け取ってどんなふうにPTの仕事に生かしていくのかということも、もう7人やったんだから、そろそろ中間的な前段階的なものがあるのもいいかなというの是非座長にお願いしたい。

(小島座長)

ありがとうございます。PTと専門委員会の関係は、とりあえず整理ができたと考えますので、まず委員の推薦をお願いしたいというのがひとつですね。それから今辻本委員がおっしゃったようにヒアリングを今進めています。ヒアリングを公開をしてアップをして

いくということではいろいろな方からご意見をいただいています。そういういただいた中から、またさらにこういう方の意見を聞いたらいいのではないかと、まあ実は、他の人の意見を聞いていて私も言いたいわよと、いう方々がいらっしゃるし、いや私はこういうふうで考えるというのが、事務局の方へ寄せられている、愛知県の方へですね、そういう方のご意見も、まあ匿名のものは別にして、名前を明らかにしてこういう意見があるんだという方々はその中からまた、ヒアリングをした方がいい方もいらっしゃると思いますので、その方も含めて検討して、もう一回ぐらいして、今おっしゃったような対応をして、そしてまた、それで終われば終わるんですけど、また必要であれば柔軟に対応したいと、タイミングよくやる。たぶん専門委員会が始まって議論があれば、その議論を聞きながら、また、別の観点から話をしたいという方もいらっしゃるかもしれないですから、そういう意味では柔軟に対応してヒアリングと、専門的見地からの知見の集約・整理、二つの仕事をこなしていきたいと思います。辻本先生のおっしゃることはその通りで、もう一回聞いてから、対応したいなというふうに思います。

(松尾委員)

ヒアリングに関して言いますと、ヒアリングのスケジュールをできれば決めていただきたい。それで、スケジュールとともに、まあ第1回目は総合的な見地から意見を聞く、で今回は、現場を知る方、生活実感のある方とテーマがあると思うんですが、じゃあ、次回はいついつで、どういうテーマでやるか、これはもうスケジュールを決めていただかないと、今回もそうですけど、一週間くらい前に、こういうテーマで誰か推薦しろと言われても、なかなか対応できないわけです。ですから、日にちとテーマを決めていただかないと、こればかりやっているわけではございませんので、ぜひそういうふうにしていただいて、スケジュールとテーマを決めていただきたいと思います。

(小島座長)

ありがとうございます。専門委員会もヒアリングも含めてですね、ざっとこう、例えば二週間に一回のペースでやっても、9月にレビューしてギリギリなのでですね、スケジュール管理、まあ、お盆休みもきつとあるのかなと思うと、全体で間に合わせていくスケジュールというのは、かなりタイトなので、前広に皆さんのスケジュールをいただいてですね、入れられるものは入れて、ヒアリングのスケジュールも作って、急にいろいろあった場合は仕方がないですが、できるだけそういうふうな形に作っていきなさいというふうに思います。ご協力お願いしたいと思います。もう時間ですね。すみません、10分延ばしていただきましたけれども、ここは6時までということだったので、今までの提案が解決をしましたので、だいたい二週間に一回というのを目安にいたしまして、おしまいの方になってどうもタイトだなという時には、連続して行う可能性がありますけども、そのケースはよろしくお願いしたいと思います。どうも今日はありがとうございました。

(事務局)

委員の皆さま、今日はどうもありがとうございました。また、傍聴席の皆さまにおかれましても、長い時間ありがとうございました。お手元の方に、また意見をお書きいただくペーパーをお配りしておりますので、お帰りの際に、受付の方で回収しております。また、後ほどという方におかれましては、FAXでも受付けておりますので、是非よろしく願いします。本日はどうもありがとうございました。